

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年8月29日 02時40分頃
発生場所	香川県高松市高島北方沖 稲毛島灯台から真方位111° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 23.9′ 東経134° 10.4′）
事故の概要	漁船俊栄丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年10月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 俊栄丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	KA3-24739（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及び舵に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 南流約1～2ノット（kn） （船長の体感）、潮高 約223cm（高松）
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、香川県小豆島の地蔵崎西方沖で底びき網漁を行った後、法定灯火を表示し、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、高松市庵治漁港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったため、船首を高松市鎌野漁港にある街灯付近に向け、乗組員と共に前部甲板で椅子に腰を掛けて魚の選別作業を行いながら、約4knの対地速力で、自動操舵によって本船を南西進させていた。</p> <p>船長は、ふだんから、市場の出荷時間に間に合う04時頃に帰港できるぎりぎりの時間まで操業し、魚の選別作業は、帰航中に乗組員と共に1時間程度の時間を掛けて行っていた。</p> <p>船長及び乗組員は、魚の選別作業に意識を向け、帰航中、周囲の見張り及び船位の確認を行わなかった。</p> <p>本船は、帰航中、南への潮流によって左方に圧流され、高島北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。（図1参照）</p>

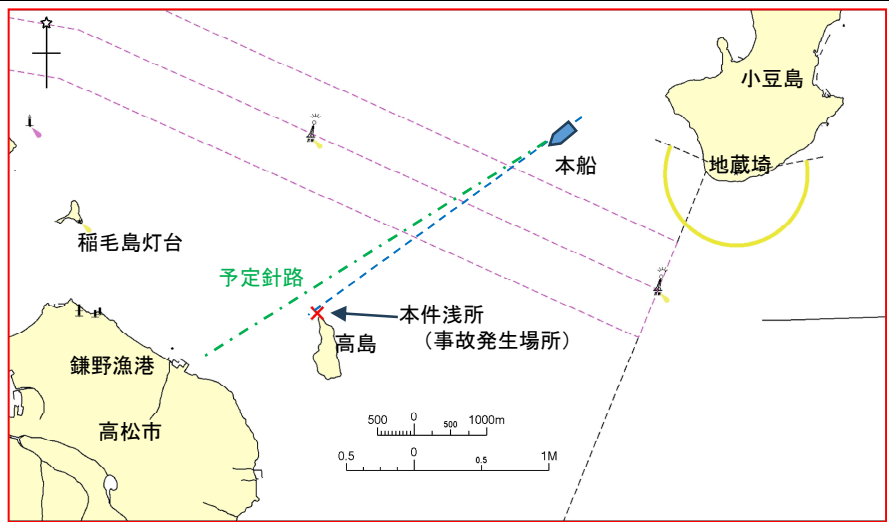
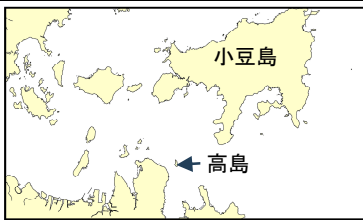


図1 事故発生経過概略図

船長は、主機を後進として自力での離礁を試みたが、離礁できず、自身が所属する漁業協同組合に本事故発生について連絡するとともに救援を求めた。

付近を航行中の船舶の船長は、本件浅所に乗り揚げている本船を見て、118番通報した。

本船は、来援した漁業協同組合の小型船舶に本件浅所から引き出された後、えい航されて庵治漁港に向かった。

本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.0mであった。

船長は、月に約18～19日漁に出ており、いつも15時頃に出航して翌朝の04時頃に帰港していた。

船長は、漁師になって約17年で、本件浅所の存在を知っていたので、ふだんは本件浅所の北方沖を100m以上の距離を隔てて本船を航行させていた。

船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。

**分析**

本船は、船長及び乗組員が魚の選別作業を行っていた際、潮流によって圧流されたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

本事故当時、約1～2knの南流があったものと考えられる。

船長は、市場の出荷時間に間に合う間際の時間に本船を帰港させようとしていたことから、帰港後すぐに水揚げできるよう、本船を自動操舵で航行させ、船位の確認をしないまま魚の選別作業に意識を集中していたものと考えられる。

**原因**

本事故は、夜間、約1～2knの南への潮流がある中、本船が、南西進中、船長が船位の確認を行っていなかったため、潮流によって南方へ圧流され、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |                                                                                                                                                                                  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型漁船の船長は、常時適切な見張り及び船位の確認を行うこと。瀬戸内海等潮流の強い海域においては、潮流による圧流に特に留意すること。</li><li>・ 船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|